

令和8年度6次産業化イノベーション支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

にぎわいづくり協議会会長 島 貫 啓 一

令和8年度6次産業化イノベーション支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、6次産業化への取組を支援するため、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（令和7年3月27日制定。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で6次産業化イノベーション支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 この補助金の対象となる事業、経費及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に適合する者であることとする。

- (1) 事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること。
- (2) 団体にあつては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであるとともに、会計経理が明確であること。
- (3) 将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団関係団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力に属していないこと。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体又は個人（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、6次産業化イノベーション支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に6次産業化イノベーション支援事業計画書（別記様式第2号）及び必要書類を添付して、会長が別に定める期日までに申請するものとする。

(審査会及び交付の決定)

第5条 会長は、前条に基づく申請があつたときは、にぎわいづくり協議会補助金審査委員会にて、その内容を審査するものとする。

- 2 会長は、審査結果を受け補助金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対して6次産業化イノベーション支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(事業等の変更)

第6条 前条により補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業を変更（事業費の3割を超えない増減及び流用を伴わない軽微な変更を除く。）し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ6次産業化イノベーション支援事業費補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、変更内容を審査し、適当と認められるときは6次産業化イノベーション支援事業費補助金変更承認書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（状況報告及び評価）

第7条 事業実施者は、実施年度から起算して5年間、毎年度、6次産業化イノベーション支援事業実施状況報告書（別記様式第6号。以下「報告書」という。）を作成し、翌年度4月30日までに会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書の提出を受けたときは、事業の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、事業実施者に指導を行うものとする。

（事業実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた事業実施者は、規則第13条の規定にかかわらず、6次産業化イノベーション支援事業実績報告書（別記様式第7号。以下「事業実績報告書」という。）を事業完了の日から起算して30日を経過する日又は実施年度の翌年4月30日のいずれか早い日まで会長に提出するものとする。

（補助金の確定）

第9条 会長は、事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を事業実施者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定による額の確定後交付するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 事業実施者は、補助金に係る経費の収支を明らかにした書類及び証拠書類を整備し、事業の終了の年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 事業実施者は、補助金により取得した備品等に係る財産（以下「財産」という。）を会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

2 事業実施者が財産の処分の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第8号）に理由書を添えて会長に申請しなければならない。

3 会長は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができるものとする。

4 財産処分の制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助対象者
6次産業化施設整備事業	農産物加工施設、農家レストラン、農家民宿及び関連する機器の整備等で補助対象経費10万円以上の事業	建設工事費（小規模施設の建設、既存施設の改造等）、委託料（施設、機器の設計等）、機器等購入経費（農産物加工に係る機器、ケータリングカー整備）等 ※新設及び増設分を対象とする。	補助対象経費の2分の1以内又は10万円のいずれか低い額	川西町に住所を有する農業者、農業者が組織する団体、農業者と連携する商工業者及び農業者と商工業者が連携する団体
新商品開発・商品改良事業	町内農林水産物を主原料とした新商品の開発・既存商品の改良等で補助対象経費10万円以上の事業	原材料費、委託料（加工委託、加工品の成分分析及び微生物検査委託経費等）、報償費（商品開発アドバイザーへの謝礼等）、手数料（商標登録に係る手数料等）、消耗品費等（新商品開発・既存商品改良に係るもの）	補助対象経費の2分の1以内又は10万円のいずれか低い額	川西町に住所を有する農業者、商工業者及び各事業者が組織する団体
販売促進・販路開拓事業	町内農林水産物を主原料とした商品の販売促進、販路開拓・拡大で補助対象経費10万円以上の事業	・販売促進にかかる備品費等（のぼり旗、ポール、看板、簡易テント等） ・販売促進のためのホームページ、インターネットショップ開設に係る手数料等 ・パッケージデザイン、商品PR用パンフレット作成等に係る経費 ・商談会参加に係る、需用費（消耗品、印刷費等）、役務費（広告料、手数料等）、使用料及び賃借料等	補助対象経費の2分の1以内又は10万円のいずれか低い額	川西町に住所を有する農業者、商工業者、及び各事業者が組織する団体
新作物導入・品目拡大事業	町内農林水産物の多品目化に向け、新たな品目、栽培方法の導入で補助対象経費10万円以上の事業	種苗購入費、栽培に要する資材費等	補助対象経費の2分の1以内又は10万円のいずれか低い額	川西町に住所を有する農業者、商工業者、及び各事業者が組織する団体

※補助対象としない経費

- ① 交付決定前に支出した経費
- ② 人件費
- ③ 飲食費